

社会資本総合整備計画 社会資本整備総合交付金

平成31年01月24日

計画の名称	魚津市の安全・安心な地域づくり（第2期 魚津地域住宅計画）												
計画の期間	平成31年度 ~ 平成35年度（5年間）								重点配分対象の該当				
交付対象	魚津市												
計画の目標	既存建築物の耐震性を向上させ、安全に安心して暮らせるまちづくりを実現する。 老朽化した市営住宅の機能改善を図り、住宅セーフティネットとしての機能向上を目指す。 住みやすい居住環境の形成を目指す。												
全体事業費（百万円）	合計（A+B+C+D）	389	A	389	B	0	C	0	D	0	効果促進事業費の割合 C / (A+B+C+D)	0	%

番号	計画の成果目標（定量的指標）			
	定量的指標の定義及び算定式	定量的指標の現況値及び目標値		
		当初現況値 (H31当初)	中間目標値 (H33末)	最終目標値 (H35末)
1	市有の避難所の耐震化を進める。 市有避難所の耐震化の算出 （耐震化率）=（耐震性が十分な市有避難所）/（市有避難所） 耐震性十分な市有避難所の施設数 30 31施設/35施設	86%	86%	89%
2	魚津市営住宅長寿命化計画に基づき、市営住宅の居住性の改善を図る。（六郎丸団地4棟64戸、川の瀬団地4棟64戸） 市営住宅の居住性の改善率 （改善完了戸数/改善計画戸数 12 98戸/128戸）	9%	39%	77%
3	危険老朽空家の除却を推進し、居住環境の安全を確保する。 市内における危険老朽空家の除却率 （市内の目標除却戸数/市内の危険老朽空家戸数 2 12戸/68戸）	1%	12%	18%

備考等	個別施設計画を含む	-	国土強靱化を含む	-	定住自立圏を含む	-	連携中枢都市圏を含む	-
-----	-----------	---	----------	---	----------	---	------------	---

A 基幹事業																			
基幹事業(大)	番号	事業種別	地域種別	交付対象	直接間接	事業者	種別1	種別2	要素となる事業名 (事業箇所)	事業内容 (延長・面積等)	市区町村名/ 港湾・地区名	事業実施期間(年度)					全体事業費 (百万円)	費用 便益比	個別施設計画 策定状況
												H31	H32	H33	H34	H35			
一体的に実施することにより期待される効果																			
備考																			
地域住宅計画に基づく事業	A15-001	住宅	一般	魚津市	直接	魚津市	-	-	公営住宅等ストック総合改善事業	市営住宅改善 98戸	魚津市						276		策定済
	A15-002	住宅	一般	魚津市	間接	民間	-	-	空き家再生等推進事業	危険老朽空家の除却	魚津市						2		策定済
	A15-003	住宅	一般	魚津市	直接	魚津市	-	-	空き家再生等推進事業	危険老朽空家の除却	魚津市						1		策定済
											小計						279		
住環境整備事業	A16-004	住宅	一般	魚津市	直接	魚津市	-	-	住宅・建築物安全ストック形成事業	補強計画、建替え	魚津市						110		策定済
											小計						110		
											合計						389		

交付金の執行状況

(単位:百万円)

	R1 (H31)	R2 (H32)	R3 (H33)	R4 (H34)	R5 (H35)
配分額 (a)	1.981	4.345			
計画別流用 増△減額 (b)	0.000				
交付額 (c=a+b)	1.981	4.345			
前年度からの繰越額 (d)	1.391	0.000			
支払済額 (e)	3.372				
翌年度繰越額 (f)	0.000				
うち未契約繰越額 (g)	0.000				
不用額 (h = c+d-e-f)	0.000				
未契約繰越+不用率 (h = (g+h)/(c+d))	0.0%				
未契約繰越+不用率が10%を超えている 場合その理由	-				

※ 令和元年度は、決算額が確定でき次第記載。

計画の名称	魚津市の安全・安心な地域づくり（第2期 魚津地域住宅計画）		
計画の期間	平成31年度～平成35年度（5年間）	交付団体	魚津市



※ A15-002、003 空き家再生等推進事業（魚津市全域）

- A15 公営住宅等ストック総合改善事業
- A16 住宅・建築物安全ストック形成事業

事前評価チェックシート

計画の名称： 魚津市の安全・安心な地域づくり（第2期 魚津地域住宅計画）

事 前 評 価	チェック欄
I. 目標の妥当性 計画の目標が基本方針と適合している。	○
I. 目標の妥当性 地域の住宅ストックや住環境整備の状況等、現状分析が適切になされている。	○
I. 目標の妥当性 地域の住宅政策上の課題を的確に踏まえた目標となっている。	○
I. 目標の妥当性 関連する各種計画（住生活基本計画等）との整合性が確保されている。	○
I. 目標の妥当性 緊急性の高い課題に取り組む内容となっている。	○
I. 目標の妥当性 数値目標や指標を用いるなど、客観的かつ具体的な目標となっている。	○
II. 計画の効果・効率性 事業内容は、計画の目標を達成する上で適切なものとなっている。	○
II. 計画の効果・効率性 十分な事業効果が得られることが確認されている。	○
II. 計画の効果・効率性 事業効果は、数値、指標等を用いて客観的に示されている。	○
II. 計画の効果・効率性 事業の実施に当たり、福祉施策等との連携が図られている。	
II. 計画の効果・効率性 事業の実施に当たり、民間活力の活用が図られている。	
II. 計画の効果・効率性 事業効果をより高めるため、ハード事業とソフト事業を効果的に組み合わせる等の工夫がなされている。	
II. 計画の効果・効率性 地域の実情に応じた創意工夫に基づく事業が盛り込まれている。	
II. 計画の効果・効率性 地域再生計画に地域住宅交付金の活用についての記載をしており、内閣総理大臣の評価を受けている。	
III. 計画の実現可能性 事業熟度が十分である。	○

事前評価	チェック欄
III. 計画の実現可能性 計画に記載された事業に関連する地方公共団体等の理解が得られている。	○
III. 計画の実現可能性 地域住宅計画を公表することとしている。	○
III. 計画の実現可能性 地域住宅協議会等、関係地方公共団体等の意見調整の場が設けられている。	
III. 計画の実現可能性 計画内容に関し、住民に対する事前説明が行われている。	
III. 計画の実現可能性 計画期間中の計画管理（モニタリング）体制が適切である。	

第2期 ^{う お づ}魚津地域住宅計画

^{う お づ し}
魚津市

平成31年1月

地域住宅計画

計画の名称	第2期 魚津地域住宅計画		
都道府県名	富山県	作成主体名	魚津市
計画期間	平成 31 年度	～	35 年度

1. 地域の住宅政策の経緯及び現況

魚津市は、富山県の東部に位置し、富山市から東へ25kmの距離にあり、総面積は、200.61km²です。北東は布施川を境に黒部市と、南西は早月川を隔てて滑川市・上市町と接しています。

本市の総人口は、昭和27年の市制施行時の45,609人から昭和60年の49,825人まで増加してきていましたが、それ以降減少に転じ、平成27年(2015年)の国勢調査では、42,935人となっています。

近年、市街地を中心に空家が増加し、加えて、中心市街地では、防火建築帯内の家屋の老朽化が進んでいます。

現在、民間住宅施策としては、木造住宅への耐震化支援、転入者への住宅取得支援を行っており、公的住宅施策としては、老朽化した公営住宅の住替え解体を行っており、募集している公営住宅として380戸の市営住宅及び16戸の特定公共賃貸住宅の供給を行っていません。

2. 課題

○公営住宅において、昭和30年代、40年代に建設し、老朽化の進んだ公営住宅団地があり、引き続き、住替えおよび解体を進める必要がある。

○昭和50年代、60年代に供給された公営住宅は、更新時期を迎えており、計画的な修繕や改善を行い、長寿命化を図っていく必要がある。

○高齢者や身体障害者など誰もが安心して暮らせる環境を整えるために、公営住宅のバリアフリー対策を行う必要がある。

○過去の地震において、耐震性能を満たしていない木造住宅に甚大な被害が生じていることから、木造住宅の耐震改修を支援し、耐震機能を向上させる必要がある。

○車社会への移行により、遠距離からの通勤が可能になったことに加え、密集地での駐車場スペースの確保が困難であるため、住宅取得などで若年層の市外への流出が進んでおり、定住対策の促進を図る必要がある。

○放置された空家の増加による防災、防犯、周辺環境、景観及び事故への不安を解消するため、適正に管理する必要がある。

3. 計画の目標

《公営住宅の安全安心で良好な居住環境の推進》

○公営住宅の長寿命化計画による計画的な改善を行うことにより、良好な居住環境の推進を図る。

《住みやすい居住環境の形成》

○危険老朽空家の除却を推進し、居住環境の安全を確保する。

4. 目標を定量化する指標等

指 標	単 位	定 義	従前値	基準年度	目標値 (実績値)	目標年度
市営住宅の居住性改善率	%	長寿命化計画により改善を行う実施率 (完了戸数／計画戸数)	9.4	30	76.6	35
危険老朽空家の除却率	%	空家等対策計画により支援する実施率 (目標除却戸数／危険老朽空家戸数)	0.2	30	17.6	35

※計画期間の終了後、上記の指標を用いて評価を実施する。

5. 目標を達成するために必要な事業等の概要

(1) 基幹事業の概要

公営住宅等ストック総合改善事業において、平成24年度に策定した「魚津市営住宅長寿命化計画」に基づく改善工事を実施する。

- ・市営住宅（六郎丸団地4棟64戸、川の瀬団地4棟64戸）の居住性改善工事を実施する。

空き家再生等推進事業において、平成28年度に策定した「魚津市空家対策計画」に基づく補助事業を実施する。

- ・危険老朽空家の除却に対する支援事業を実施する。

(2) 提案事業の概要

該当なし

(3) その他（関連事業など）

該当なし

6. 目標を達成するために必要な事業等に要する経費等

(金額の単位は百万円)

基幹事業					
事業	細項目		事業主体	規模等	交付期間内 事業費
	公営住宅等ストック総合改善事業	(断熱改善、電気幹線更新) 六郎丸団地 64戸			
公営住宅等ストック総合改善事業	(断熱改善) 川の瀬団地 64戸		魚津市	64戸	100
空き家再生等推進事業	危険老朽空家(12戸)の除却に対 する支援		魚津市	12戸	3
合計					279

提案事業					
事業	細項目		事業主体	規模等	交付期間内 事業費
	該当なし				
合計					0

(参考)関連事業		
事業(例)	事業主体	規模等
該当なし		

※交付期間内事業費は概算事業費

7. 法第6条第6項の規定に基づく公営住宅建替事業に関する事項

該当なし

※法第6条第6項に規定する公営住宅建替事業に関する事項を地域住宅計画に記載する場合には、法第12条に規定する施行要件の特例の対象となります。

8. 法第6条第7項の規定に基づく配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項

該当なし

※法第6条第7項に規定する配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項を地域住宅計画に記載する場合には、法第13条に規定する特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例の対象となります。（ただし、一定の要件を満たすことが必要です。）

9. その他公的賃貸住宅等の管理等に関する事項

- ・ 高額所得者については、早急に退去を求め、適正な公営住宅の入居者管理を行う。
- ・ 収入超過者については、「収入超過者」である旨の本人への通知を行うとともに、入居者の明渡し努力義務について指導する。

「法」とは、「地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法」をいう。